

■議案第75号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、平成30年8月10日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うものです。

また、合わせてその他の改正も行います。

【内容】

第1条で改正を行うもの【平成30年度から適用】

- ・ 給料表の改定 : 別表第1（第4条関係）及び別表第2（第4条関係）
- ・ 初任給調整手当の改定 : 第12条
医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を414,800円（現行：414,300円）に、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を50,800円（現行：50,700円）に引き上げること。
- ・ 宿日直手当の改定 : 第29条
患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務に対する手当の支給限度額を31,500円（現行：30,000円）に、患者の病状の急変等に対処するための看護師の宿日直勤務に対する手当の支給限度額を5,000円（現行：4,800円）に、その他の宿日直勤務に対する手当の支給限度額を4,400円（現行：4,200円）に引き上げること。
※ 看護師の宿日直手当の改定については、人事院勧告の内容には含まれていませんが、医師及びその他の改定を行うため、合わせて一定の改定を行うものです。
- ・ 勤勉手当の改定 : 第34条
平成30年12月
再任用職員以外の職員の支給率を100分の95（現行：100分の90）に引き上げること。
再任用職員の支給率を100分の47.5（現行：100分の42.5）に引き上げること。

第2条で改正を行うもの【平成31年度から施行】

- ・ 期末手当の改定 : 第31条
6・12月の支給率を100分の130（現行：6月 100分の122.5、12月 100分の137.5）に
- ・ 勤勉手当の改定 : 第34条
再任用職員以外の職員の支給率を第1条の改定内容から6・12月とも100分の92.5とすること。

再任用職員の支給率を第1条の改定内容から6・12月とも100分の45とすること

施行期日等

施行日 : 条例公布の日

適用日 : 第1条 平成30年4月1日

第2条 平成31年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり